

一般社団法人
日本救急看護学会

トリアージナース認定更新 の手引き

日本救急看護学会
トリアージ委員会

I. 認定更新の目的

「本学会が認定したトリアージナースを対象に、救急外来における実践に基づき、患者治療効果の促進・満足度の向上・安全保証といった院内トリアージの質の維持と向上をめざし、貢献する看護師を継続認定する」ことを目的とする

II. 評価の視点：

1. トリアージナースの機能と役割について、実践している
2. トリアージプロセスを理解し、実践している
3. 自己の行ったトリアージ実践に対して評価でき、自己の課題が見いだせる

III. 対象（下記の要件をすべて満たしているもの）

1. 日本救急看護学会員であること
2. 本学会が認定するトリアージナースであること
3. 救急外来に勤務しトリアージを実践しているもの、または月に1回以上、救急外来でトリアージが実践できるもの
4. 以下のいずれかを満たすこと
 - 1) トリアージナース育成研修会へタスク、プレインストラクター、インストラクターとして、2年間に1回以上参加している
 - 2) ブラッシュアップセミナーへ2年間に1回以上参加している。
5. 上記要件を満たし、認定更新のためのトリアージ実践1事例を提出し、審査に合格していること

注意） トリアージナース育成研修会でタスク、プレインストラクター、インストラクターを行っていてもトリアージナース認定の更新は必要

IV. 基本情報の入力

1. 情報入力は、WEB上のポータルサイトから行う
2. 基本情報の入力に際しては、以下の内容に注意する
 - 1) 救急施設状況：1～3次救急医療施設のいずれかをチェックする
 - 2) 学会員番号：学会員番号を入力する
 - 3) トリアージナース認定年月日：資格開始日と番号を入力する
 - 4) 資格有効期限終了日：資格終了日を入力する
 - 5) 救急外来トリアージ実施状況：月1回以上実施している、実施していない、の、どちらかにチェックする
 - 6) 更新資格要件：資格開始日から更新手続き前日までの、直近の参加状況を2回分入力する

V. 実践事例の課題提出

1. 課題提出は、WEB上のポータルサイトから行う

2. 平成29年は7月1日から12月31日までにトリアージナース申請時と同じフォーマットのレポートを用い、実践事例1例を提出する。平成30年からは、5月1日から6月30日の期間に入力する。

VI. 合否判定

1. 平成29年は、9月1日～12月31日までに審査を行い合否を通知する。平成30年からは、7月1日から8月31日までに審査を行う。
2. 審査要件を満たしているかを確認し、期限内に実践レポート1例が提出されているのもって合格とする。
3. 更新しなかった者については、トリアージナース、タスク、プレインストラクター、インストラクターの資格を失効する。
4. 入力不備については不合格にし、コメントに再入力の依頼と入力期限の連絡をする。

VII. 倫理的配慮

実践課題に関しては、

1. 傷病者が特定されないよう倫理規定に準じて対応する
2. 記録の返却はしない
3. 課題内容は、今後のコースの発展にむけデータ化し分析した後、廃棄処分するなどを通じた倫理的配慮を行う

VIII. 認定証の再交付

1. 上記対象要件を満たし、実践事例の課題評価に合格した者に対して、9月1日を新規資格有効期限開始日としてハガキを用いて認定証を再交付する。
2. 認定証は2年間の期限付きとする（認定された月日に関係なく8月31日の年度末までが有効期限とする）

IX. 更新料：3,000円

キャンセルポリシーとして、本学会のセミナー、コースにお申し込みをした場合、開催日7日前までは返金をするが、それ以降のキャンセル時（セミナー、コース当日のキャンセルを含む）は、開催運用経費調整の都合上、返金はしない。

X. その他

今回の更新時に限り、要件を満たしていない方で、更新の希望がある方は個別に対応し委員会で検討する

問い合わせ先：日本救急看護学会 へるす出版事業部内
トリアージナース育成検討委員会
e-mail：jaen@herusu-shuppan.co.jp